

羽 生 市

市有地（市営小須賀団地跡地）売却  
入札説明書

令和2年11月

羽生市企画財務部財政課

羽生市では、市が保有している土地（市営小須賀団地跡地）を一般競争入札によって売却します。

入札への参加を希望される方は、本入札説明書のほか、物件調書を熟読の上、内容を承知した上で参加してください。

一般競争入札による売却とは、複数の入札参加者が価格を競り合い、市が定めた最低売却価格以上で、最も高い価格をつけた方に購入していただく方法です。

なお、入札物件（以下「物件」という。）の現地説明は行いませんので、物件調書をご覧のうえ、必ず事前に現地をご確認いただき、近隣状況、諸規制の状況等にもご留意ください。

## 目 次

1	入札参加申込から所有権移転登記までのスケジュール	1
2	売却対象物件	3
3	契約に当たって付す主な特約	3
4	入札参加資格要件	5
5	入札参加申込	5
6	入札保証金の納付	7
7	物件調書等に関する質問及び回答	7
8	入札参加の辞退	7
9	入札方法等	8
10	入札の日時と場所	9
11	落札者の決定	9
12	契約の締結	9
13	契約金額（売買代金）の納付	9
14	売買契約の解除	10
15	所有権の移転及び土地の引渡し	10
16	公租公課	10
17	対象物件の用途条件等について	10
18	その他	11
19	個人情報について	11
20	問い合わせ先	11
	入札参加資格審査申請書兼入札参加申込書（様式第1号）	12
	誓約書（様式第2号）	14
	住宅分譲等経歴書（様式第3号）	15
	契約権限等に係る委任状（様式第4号）	16
	入札保証金還付請求書兼口座振替依頼書（様式第5号）	17
	入札参加資格審査結果通知書（様式第6号）	18
	質問書（様式第7号）	19
	入札参加辞退届（様式第8号）	20
	入札に係る委任状（様式第9号）	21
	入札書（様式第10号）	22
	市有財産売買仮契約書（案）	23

## 1 入札参加申込から所有権移転登記までのスケジュール

- (1) 関係書類（告示の写し、入札説明書、物件調書、入札参加申込書等）の配布  
令和2年11月20日（金） ～ 令和3年1月8日（金）

※関係書類は、財政課窓口（羽生市役所2階南側）で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。



- (2) 入札参加資格審査申請書兼入札参加申込書等の提出  
令和3年1月12日（火） ～ 令和3年1月14日（木）

※入札参加資格審査申請書兼入札参加申込書（様式第1号）、誓約書（様式第2号）及び必要書類を持参により提出してください。

なお、郵便、FAX、電子メール等持参以外の方法による提出は受け付けません。

提出先：羽生市役所 企画財務部 財政課 契約係（羽生市役所2階南側）  
9時から17時まで（12時から13時までを除く。）



- (3) 入札参加資格の通知  
令和3年1月18日（月）

※入札参加資格の確認結果は、郵便等で通知します。

入札参加資格がない旨の確認通知を受けた場合は、令和3年1月18日（月）までに参加資格の有無の再確認を求めることができます。



- (4) 入札保証金の納付  
納付期限：令和3年2月1日（月）まで

※入札参加資格審査結果通知書（様式第6号）に同封した納付書により、入札保証金（入札予定金額の100分の5以上の金額）を羽生市公金取扱機関で納付してください。

入札保証金は、入札終了後に還付いたします。ただし、落札者の入札保証金は、契約金額（売買代金）に充当いたします。



- (5) 質問書（様式第6号）の提出  
令和3年1月21日（木） ～ 令和3年1月22日（金）

※質問書（様式第7号）を電子メール又は持参により提出してください。

なお、郵便、FAX等電子メール又は持参以外の方法による提出は受け付けません。

※質問に対する回答は、令和3年1月25日（月）に羽生市役所企画財務部財政課（羽生市役所2階南側）前の掲示板へ掲示及び市ホームページ掲載により回答します。



(6) 入札の実施

入札日時：令和3年2月3日（水）午後1時30分

入札場所：羽生市役所 3階 301会議室

※代理人が入札する場合、委任状を持参してください。



(7) 仮契約の締結

締結期限：令和3年2月10日（水）まで

※本入札による契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に該当するため、入札終了後、上記の締結期限内に仮契約を締結していただきます。

なお、令和3年3月定例会市議会において議決された場合に本契約の効力が生じることとなります。

※仮契約に際して必要なもの

- ① 収入印紙（契約書に貼付しますので、買受人負担にてご用意ください。）
- ② 実印及び印鑑登録証明書（共有名義とする場合は、名義人全員分が必要です。）



(8) 羽生市議会の議決、本契約の効力発生

仮契約の締結を受けて、令和3年3月定例会市議会に財産の処分についての議案を提出します。議決を得た場合には、議決日をもって本契約の効力が生じることとなります。

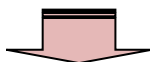


(9) 契約金額（売買代金）の納付

納付期限：羽生市議会の議決を得た日から30日以内

※契約金額（売買代金）と先にお支払いいただいた入札保証金との差額（残額）を納付していただきます。

※建築物の建築・開発行為等に着手する場合は、納付期限到来前であっても着手前に契約金額を完納していただくことが必要です。（契約金額の完納後に所有権は移転します。）



(10) 所有権の移転、物件の引き渡し

契約金額（売買代金）の全額が完納されたときは、所有権は買受人に移転します。

なお、所有権移転登記は、市が嘱託により行います。

また、市は、中間省略登記には応じません。

※所有権移転に際して必要なもの

- ① 商業の登記事項証明書
- ② 登録免許税（収入印紙にて用意）
- ③ 印鑑登録証明証
- ④ 代金完納を示す書類（市が発行した納付書の納入者控え）の写し

所有権移転登記の完了をもって、現状有姿にて物件の引き渡しがあったものとします。

## 2 売却対象物件

物件の所在地	地目	実測地積	最低売却価格
羽生市大字小須賀字野税場830番1	宅地	6989.31㎡	28,638,000円

※ 物件は、現状有姿の引き渡しとなります。

現況と相違している場合は、現況が優先し、契約後も現況のままの引き渡しとなります。

## 3 契約に当たって付す主な特約

### (1) 物件の用途条件

物件の用途条件は、都市計画法第34条第11号区域内で建築できる建物のうち、本契約については「分譲住宅」の開発行為に限定します。

なお、分譲住宅を造成する際の区画道路及び周辺道路等については、買受者の負担により整備いただくものとなります。

### (2) 公序良俗に反する使用の禁止等

- ① 物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならないこと。
- ② 物件の所有権を第三者に移転する場合には、①の使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対して①の定めに反する使用をさせてはならないこと。
- ③ ②の第三者が物件の所有権を移転する場合にも同様に①及び②の内容を当該第三者に承継することを書面で義務づけなければならないこと。
- ④ 物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して①の定めに反する使用をさせてはならないこと。この場合において、買受者は、①の使用の禁止をまぬがれるものではないこと。
- ⑤ ④の第三者が新たな第三者に物件を使用させる場合も同様に①及び④の内容を遵守させなければならないこと。

### (3) 風俗営業等の禁止

- ① 物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務委託営業その他これらに類する業の用に使用してはならないこと。
- ② 物件の所有権を第三者に移転する場合には、①の使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対して①の定めに反する使用をさせてはならないこと。
- ③ ②の第三者が物件の所有権を移転する場合にも同様に①及び②の内容を当該第三者に承継することを書面で義務づけなければならないこと。
- ④ 物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して①の定めに反する使用をさせてはならないこと。この場合において、買受者は、①の使用の禁止をまぬがれるものではないこと。
- ⑤ ④の第三者が新たな第三者に物件を使用させる場合も同様に①及び④の内容を遵守させなければならないこと。

#### (4) 砂取りの禁止

- ① 物件を砂利採取法（昭和43年法律第74号）第2条に規定する砂利採取業その他これらに類する業の用に使用してはならないこと。
- ② 物件の所有権を第三者に移転する場合には、①の使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対して①の定めに反する使用をさせてはならないこと。
- ③ ②の第三者が物件の所有権を移転する場合にも同様に①及び②の内容を当該第三者に承継することを書面で義務づけなければならないこと。
- ④ 物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して①の定めに反する使用をさせてはならないこと。この場合において、買受者は、①の使用の禁止をまぬがれるものではないこと。
- ⑤ ④の第三者が新たな第三者に物件を使用させる場合も同様に①及び④の内容を遵守させなければならないこと。

#### (5) 実施調査等

- ① 本市は、必要があると認めるときは、契約締結後に、上記の（1）から（4）までの特約について、買受者に対し実施調査を行い、又は報告及び資料の提出を求めることができるものとします。
- ② 買受者は、正当な理由なく①に定める実施調査等を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は報告及び資料の提出を怠ってはならないものとします。

#### (6) 違約金

買受者は、上記の（1）から（5）までの特約に違反したときは、市に下記の金額を違約金として支払わなければならないものとします。

（1）～（4）の違反：売買代金の100分の30に相当する金額

（5）の違反：売買代金の100分の10に相当する金額

#### (7) 特約に関する詳細

詳しくは、本入札説明書23～25ページの「市有財産売買契約書(案)」をご確認ください。

## 4 入札参加資格要件

次の要件を満たす法人又は個人に限り入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の各号の規定に該当する者でないこと。
- (2) 宅地建物取引業免許（国土交通大臣許可又は都道府県知事許可）を有している者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から6号までに規定する暴力団又は暴力団員でないこと。また、暴力団関係業者を利用していないこと。役員・使用人等が暴力団関係者でないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申立てをしていない者であること又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生の申立てをしていない者であること。
- (6) 国税（消費税及び地方消費税並びに法人にあつては法人税、個人事業者にあつては所得税）について未納がないこと。

## 5 入札参加申込

入札に参加を希望する方は、入札参加資格審査申請書兼入札参加申込書（様式第1号）、誓約書（様式第2号）及びその他必要書類を提出し、入札参加資格を有することを証明してください。

また、参加にあたっては、本入札説明書及び物件調書を熟読し、現地の状況等をご自身で確認してください。

### (1) 受付期間

令和3年1月12日（火）から 令和3年1月14日（木）まで  
受付時間：9時から17時まで（12時から13時までを除く。）

### (2) 受付場所

埼玉県羽生市東6丁目15番地  
羽生市役所 企画財務部 財政課 契約係（羽生市役所2階南側）  
電話 048-561-1121（内線373）

### (3) 提出方法

上記の受付場所に、書類を直接持参してください。

※郵便、FAX、電子メールによる提出はできません。

(4) 必要書類

	必 要 書 類	法人	個人
①	入札参加資格審査申請書兼入札参加申込書（様式第1号）	○	○
②	誓約書（様式第2号）	○	○
③	住宅分譲等経歴書（様式第3号）	○	○
④	契約権限等に係る委任状（様式第4号）	○	
⑤	入札保証金還付請求書兼口座振替依頼書（様式第5号）	○	○
⑥	印鑑証明書	○	○
⑦	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書）	○	
⑧	住民票抄本		○
⑨	納税証明書	○	○

※⑥、⑦、⑧、⑨については、発行後3ヶ月以内の原本としてください。

※提出された書類は返却しません。

《 住宅分譲等経歴書について 》

必要書類「③ 住宅分譲等経歴書」の詳細は以下のとおりです。

- ア 平成27年から令和元年までの5年間の経歴を記載してください。
- イ 様式の欄に経歴が記載しきれない等の場合は、複写又は別紙を貼付するなどしてください。
- ウ 契約締結及び所有権の移転後、物件の用途条件により開発許可の審査が必要なことから、経歴の内容によっては入札参加資格が無いと判断することもあります。

《 納税証明書について 》

必要書類「⑨ 納税証明書」の詳細は以下のとおりです。

なお、証明書は、直近1事業年度分（個人にあっては平成31年分）の消費税及び地方消費税に係る「未納の税額なしの証明書」とします。

- ア 申告先の税務署が発行する申請日前3ヶ月以内の納税証明書様式「その3」、「その3の3」（法人）又は「その3の2」（個人）のいずれかの原本を提出してください。
- イ 免税事業者の場合であっても、納税証明書を必ず提出してください。
- ウ 消費税又は納税証明書については、申告先の税務署へ直接お問い合わせください。

(5) 注意事項

- ① 「入札参加資格審査申請書兼入札参加申込書」及び「誓約書」に事実と異なる記載がある場合、申込が無効となることがあります。
- ② 「入札参加資格審査申請書兼入札参加申込書」の申込者欄に記載された者と異なる名義での契約及び登記はできません。  
売買契約及び所有権移転登記は、「入札参加資格審査申請書兼入札参加申込書」に記載された名義で行います。
- ③ 現地説明会は行いません。  
事前に現地にて物件を十分確認のうえ、申込をしてください。
- ④ 本入札説明書及び物件調書の記載事項と現況に相違がある場合、現況を優先します。



## 6 入札保証金の納付

本入札にかかる入札保証金として、入札予定金額の100分の5以上の金額を入札参加資格審査結果通知書（様式第6号）に同封した納付書により、羽生市公金取扱機関で納付してください。

金額の設定については、羽生市契約規則第4条の規定により、入札に加わろうとする者の見積金額の100分の5以上となります。

ただし、本入札の最低売却価格が28,638,000円であることから、その金額の100分の5となる1,431,900円以上となりますのでご注意ください。

### (1) 納付期限

令和3年2月1日（月）まで

※入札保証金は、入札終了後に還付いたします。ただし、落札者の入札保証金は、契約金額（売買代金）に充当いたします。

※なお、落札者が入札時に支払った納付済みの入札保証金については、落札者が特別の事情により契約の解除を申し出て、市長が認めたときを除き、市に帰属するものとし、返還することはできません。

## 7 物件調書等に関する質問及び回答

### (1) 質問受付期間

令和3年1月21日（木）から令和3年1月22日（金）まで

受付時間：9時から17時まで（12時から13時までの間を除く。）

※質問受付期間を経過した後の質問は、一切受け付けません。

### (2) 提出方法

質問書（様式第7号）により、電子メール又は財政課窓口へ直接持参により提出してください。

アドレス：**keiyaku@city.hanyu.lg.jp**

※郵便、FAX等電子メール又は持参以外の方法による提出は受け付けません。

### (3) 質問者への回答

羽生市役所企画財務部財政課（羽生市役所2階南側）前の掲示板へ掲示及び市ホームページ掲載により回答します。

## 8 入札参加の辞退

入札参加申込書の提出後、都合により入札参加を辞退される場合は、入札参加辞退届（様式第8号）を提出してください。

なお、参加を辞退された場合も、既に提出された書類は返却しませんので、ご了承ください。

## 9 入札方法等

### (1) 入札方法

入札にあたっては、所定の入札書（様式第10号）を用いてください。

### (2) 入札金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とします。

※土地に対する消費税の課税はありません。

### (3) 代理人による入札

代理人により入札する場合は、必ず入札に係る委任状（様式第9号）を提出してください。

### (4) 入札当日に持参していただくもの（必要書類）

- ① 入札参加資格審査結果通知書
- ② 入札書
- ③ 委任状（代理人が参加される場合のみ）

※必要書類がない場合は入札に参加できませんので、ご注意ください。

### (5) その他の入札にあたっての留意事項

- ① 入札は、入札参加者が1者以上であれば実施します。
- ② 入札書に記載する金額は算用数字とし、住所、氏名を記載し、押印してください。
- ③ 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することができません。
- ④ 入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。
- ⑤ 入札結果（落札者、落札価格）は公開されます。あらかじめご了承ください。

### (6) 無効な入札等

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ① 記名押印を欠く入札
- ② 記載事項を訂正した場合には、その箇所に押印のない入札
- ③ 押印された印影が明らかでない入札
- ④ 入札に参加する資格のない者が行った入札
- ⑤ 記載すべき事項の記入のない入札、又は記入した事項が明らかでない入札
- ⑥ 所定の入札保証金を納付しないものがした入札
- ⑦ 同一の入札において同一人がした2つ以上の入札（代理人の場合も含む）
- ⑧ 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- ⑨ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑩ 最低売却価格を下回る価格を起債した入札
- ⑪ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- ⑫ 申請書及び添付書類に虚偽の記載を行った者の入札
- ⑬ その他、入札執行者において無効と認めた入札

### (7) 失格

入札開始時刻までに、入札会場に本人または代理人が参集しない場合は、失格とします。

## 10 入札の日時と場所

### (1) 入札日時

令和3年2月3日(水) 午後1時30分から

### (2) 入札場所

羽生市役所 3階 301会議室

## 11 落札者の決定

落札者は、次の方法により決定します。

- (1) 有効な入札を行った者のうち、羽生市が定めた最低売却価格以上で、最高の価格を以って入札した者を落札者とします。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者に「くじ」を引かせ、落札者を決定します。

## 12 契約の締結

落札者決定後、令和3年2月10日(水)までに売買仮契約を締結します。

契約書に貼付する収入印紙は、買受人の負担となります。

なお、本入札による契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に該当するため、令和3年3月定例市議会において議決された場合に本契約の効力が生じることとなります。

※仮契約に際して必要なもの

- ① 収入印紙（契約書に貼付しますので、買受人負担にてご用意ください。）
- ② 実印及び印鑑登録証明書（共有名義とする場合は、名義人全員分が必要です。）

## 13 契約金額（売買代金）の納付

契約金額（売買代金）と先にお支払いただいた入札保証金との差額（残額）を羽生市議会の議決を得た日から30日以内に納付していただきます。

なお、建築物の建築・開発行為等に着手する場合は、納付期限到来前であっても着手前に契約金額を完納していただくことが必要です。（契約金額の完納後に所有権は移転します。）

また、建築物の建築・開発行為等は、上記12のとおり、本契約の効力発生後でないとは着手できませんのでご注意ください。

## 1 4 売買契約の解除

契約締結後、以下に該当する場合、市は売買契約を解除します。

- (1) 買受人が契約条項を履行しないとき
- (2) 買受人が契約金額（売買代金）を指定する期日までに納付しないとき
- (3) 買受人について申込資格がない（申込資格を満たさない）ことが判明したとき

## 1 5 所有権の移転及び土地の引渡し

- (1) 物件の所有権は、契約金額（売買代金）の全額を完納した時に、買受人に移転します。
- (2) 所有権の移転登記手続きは、羽生市が囑託で行い、所有権移転完了後、買受人に現状有姿のまま引き渡しがあったものとします。
- (3) 所有権移転登記に必要な登録免許税は、買受人の負担となります。  
なお、所有権移転登記に必要なものは、以下のとおりです。
  - ① 商業の登記事項証明書（履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書）  
※登記する日（代金完納の日）の3ヶ月以内に発行されたもの
  - ② 登録免許税（収入印紙による）
  - ③ 代金完納を示す書類（市が発行した納付書の納入者控）の写し
- (4) 買受人は、物件の所有権移転登記前に、当該物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

## 1 6 公租公課

所有権移転登記後の公租公課は、購入者の負担となります。

- (1) 不動産取得税…詳しくは埼玉県行田税務署（電話048-556-2121）
- (2) 固定資産税・都市計画税…詳しくは羽生市税務課資産税係（電話048-561-1121）

## 1 7 対象物件の用途条件等について

- (1) 建築物の建築にあたっては、建築基準法・都市計画法等の法令を遵守してください。
- (2) 対象物件に適用される法令や規制等については、事前に関係機関にご確認ください。
- (3) 都市計画法第34条第11号区域内で建築できる建物のうち、本契約については用途条件を「分譲住宅」の開発行為に限定しますのでご注意ください。
- (4) 所有権移転後の土地の分筆・合筆等は可能です。ただし、現に設置されている供給処理施設（上水道・下水道）があるもの（別紙物件調書参照）については、現状の分のみとなります。また、分譲住宅を造成する際に区画を細分化する場合、新たに必要となる供給処理施設設置に係る費用は、買受者の負担となります。
- (5) 所有権移転後の土地において、開発行為等により区画を細分化し、第三者へ転売・分譲は可能です。ただし、本件売買契約書中の契約条項については、第三者へも継承してください。

## 18 その他

- (1) 対象物件は現状有姿とし、市は隠れた瑕疵及び将来の地形の変化、買受人による開発行為等によって生じた責めは負いません。
- (2) 占用物件（電柱）を移設する場合は、所有権移転後、買受者が直接電柱設置者と協議してください。
- (3) 現地見学にあたっては、周囲の迷惑とならないよう十分に留意してください。
- (4) 本入札については、市の事情等により、売却中止や延期となる場合があります。

## 19 個人情報について

入札の参加のために提出された書類等に記載された個人情報は、入札・契約事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

ただし、入札結果として、入札参加者名・入札金額は公表しますので、あらかじめご了承のうえ入札に参加してください。

なお、入札参加資格の確認のため、警察当局へ情報提供する場合があります。

## 20 問い合わせ先

埼玉県羽生市東6丁目15番地

羽生市役所 企画財務部 財政課 契約係

電話：048-561-1121（代表）（内線373）

FAX：048-563-2322

e-mail：[keiyaku@city.hanyu.lg.jp](mailto:keiyaku@city.hanyu.lg.jp)

(様式第1号)

## 入札参加資格審査申請書兼入札参加申込書

令和 年 月 日

羽生市長 河田 晃明 あて

申込者 所在地(住所)  
法人名(個人名)  
代表者名  
電 話

印

市有地(市営小須賀団地跡地)売却に係る一般競争入札について、入札説明書及び物件調書に示された内容等を熟知した上、以下のとおり参加したいので、必要書類を添えて申し込みます。募集要領を承知の上、関係書類を添えて申し込みます。

### 記

#### 1 申込者の事業概要

(令和 年 月 日現在)

事業の種類			
事業の内容			
資本金	円	従業員数(パートを除く)	人

#### 2 事業計画

##### (1) 住宅分譲計画概要

整備開始 予定年月	住宅分譲予定区画数	投資額	分譲開始 予定年月
令和 年 月	区画	建物 千円	令和 年 月
		設備等 千円	

##### (2) 資金計画

	借入先	第1期	第2期以降	計
自己資金		千円	千円	千円
借入金		千円	千円	千円
		千円	千円	千円
合計		千円	千円	千円

※事業計画の記入項目については、現時点で記入できる範囲での記入をお願いします。

※(2)資金計画の合計額は、(1)住宅分譲計画概要の投資額(建物及び設備等の合計額)と一致します。

3 必要書類（提出する書類に○を記入してください）

提 出	書 類 名	法 人	個 人
	① 入札参加資格審査申請書兼入札参加申込書（様式第1号）	○	○
	② 誓約書（様式第2号）	○	○
	③ 住宅分譲等経歴書（様式第3号）	○	○
	④ 契約権限等に係る委任状（様式第4号）	○	
	⑤ 入札保証金還付請求書兼口座振替依頼書（様式第5号）	○	○
	⑥ 印鑑証明書	○	○
	⑦ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書）	○	
	⑧ 住民票抄本		○
	⑨ 納税証明書	○	○

4 担当者の連絡先

氏 名	
所 属	
連 絡 先	

(様式第2号)

## 誓約書

令和 年 月 日

羽生市長 河田 晃 明 あて

申込者 所在地(住所)

法人名(個人名)

代表者名

印

市有地(市営小須賀団地跡地)売却に係る一般競争入札への参加申し込みにあたり、以下の事項について相違ないことを確約し、貴市における入札、契約等に係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に対し貴市が行う一切の措置について異議の申し立ては行いません。

### 記

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の各号に掲げられた者ではありません。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第6号までに規定する暴力団又は暴力団員ではありません。また、暴力団関係業者を利用しておらず、役員・使用人等は暴力団関係者ではありません。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員ではありません。
- (4) 国または地方公共団体(地方職員共済組合等を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約等を過去2年間の間に数回(数か所)以上、すべて誠実に履行しています。(詳細は裏面別表)
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続きの申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生の申立てはしておりません。
- (6) 入札参加申し込みにあたっては、入札説明書及び物件調書に示された内容等を承知した上で申し込みます。
- (7) 入札参加申し込みにあたっては、入札参加資格審査申請書兼入札参加申込書等の提出書類の記載事項に相違はありません。



(様式第3号)

## 住宅分譲等経歴書

申込者 所在地(住所)

法人名(個人名)

代表者名

印

取扱年月	物件所在地	区画数
年 月		区画
年 月		区画
年 月		区画
年 月		区画
年 月		区画
年 月		区画
年 月		区画
年 月		区画
年 月		区画
年 月		区画
年 月		区画
年 月		区画
年 月		区画
年 月		区画
年 月		区画
年 月		区画
年 月		区画
年 月		区画
年 月		区画
年 月		区画
年 月		区画
年 月		区画
年 月		区画
年 月		区画
年 月		区画
年 月		区画
年 月		区画
年 月		区画
年 月		区画
年 月		区画

(様式第4号)

## 契約権限等に係る委任状

令和 年 月 日

羽生市長 河 田 晃 明 あて

〒 ー

委任者 本店所在地（住所） \_\_\_\_\_  
法人名 \_\_\_\_\_  
代表者役職名 \_\_\_\_\_ 印  
代表者名 \_\_\_\_\_

私は、次の者を代理人と定め、市有地（市営小須賀団地跡地）売却に係る一般競争入札において、下記の（1）から（6）までの権限を委任します。

〒 ー

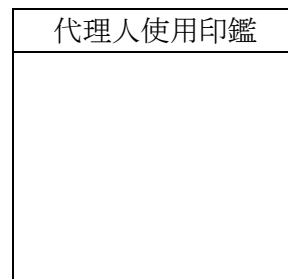
受任者 代理店を置く営業所の所在地 \_\_\_\_\_  
代理店を置く営業所の名称 \_\_\_\_\_  
代理人役職名 \_\_\_\_\_ 印  
代理人氏名 \_\_\_\_\_  
代理店を置く営業所の電話番号 \_\_\_\_\_  
代理店を置く営業所のFAX番号 \_\_\_\_\_

記

### 1 委任事項

- (1) 入札及び見積りに関すること。
- (2) 契約の締結に関すること。
- (3) 契約の履行に関すること。
- (4) 代金の請求及び受領に関すること。
- (5) 復代理人の選任に関すること。
- (6) 前各号に付帯する一切のこと。

代理人使用印鑑



(様式第5号)

## 入札保証金還付請求書兼口座振替依頼書

令和 年 月 日

羽生市長 河田 晃明 あて

請求者 所在地(住所)  
法人名(個人名)  
代表者名  
電 話

印

市有地(市営小須賀団地跡地)売却に係る一般競争入札に係る入札保証金の還付を受けたいので、羽生市契約規則第4条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

なお、還付金は下記口座へ振り込みください。

### 記

#### 1 物件内容

物件の所在地	地目	実測地積	最低売却価格
羽生市大字小須賀字野税場830番1	宅地	6989.31㎡	28,638,000円

#### 2 還付請求金額(入札保証金額)

千万	百万	十万	万	千	百	十	円

#### 3 振込先指定口座

金融機関名	銀行・農協・信用金庫 信用組合・労働金庫							本店・支店 出張所
預金種別	普通・当座	口座番号						
口座名義人	(フリガナ)							

(様式第6号)

## 入札参加資格審査結果通知書

令和 年 月 日

申込者

\_\_\_\_\_様

羽生市長 河田 晃明

市有地（市営小須賀団地跡地）売却に係る一般競争入札の入札参加資格審査の結果を下記のとおり通知します。

記

1 入札参加資格の有無

入札参加資格	有 ・ 無
--------	-------

2 上記1で入札参加資格が無とした場合の理由

(様式第7号)

## 質 問 書

令和 年 月 日

羽生市長 河田 晃明 あて

申 込 者 所在地(住所)

法人名(個人名)

代 表 者 名

印

担 当 者 氏 名

電 話 番 号

F A X 番 号

メールアドレス

市有地(市営小須賀団地跡地)売却に係る一般競争入札に参加するにあたり、下記のとおり質問します。

記

質問番号	質 問 内 容
1	
2	
3	

(注意)

- 1 質問がない場合は、提出の必要はありません。
- 2 本紙で不足する場合は、別紙を添付してください。

(様式第8号)

## 入札参加辞退届

令和 年 月 日

羽生市長 河田 晃明 へ

申込者 所在地(住所)

法人名(個人名)

代表者名



市有地(市営小須賀団地跡地)売却に係る一般競争入札に参加申し込みをしましたが、下記の理由により辞退します。

記

### 1 辞退理由

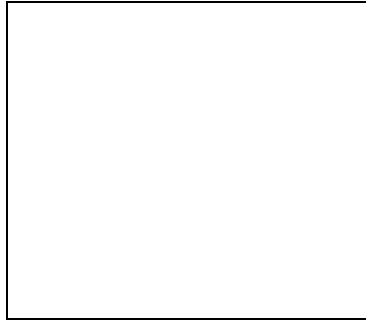
---

(様式第9号)

## 入札に係る委任状

私は、\_\_\_\_\_を代理人と定め、市有地（市営小須賀団地跡地）売却に係る一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

受任者（代理人）使用印



令和3年2月3日

委任者 住所  
(所在地)

法人名  
(個人名)

印

羽生市長 河田 晃明 あて

(様式第10号)

## 入札書

金額									
十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

市有地（市営小須賀団地跡地）売却に係る一般競争入札について、入札説明書及び物件調書に示された内容等を承知し、入札します。

令和3年2月3日

住所  
(所在地)

法人名  
(個人名)

印

上記代理人

氏名

印

羽生市長 河田晃明 あて

(注意)

- 1 金額は算用数字を用いて記入し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- 2 代理人による入札の場合の「印」は、代理人印のみで結構です。



## 市有財産売買契約書（案）

売出人 羽生市（以下「甲」という。）と買受人 ○○○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、その所有する次に掲げる土地（以下「売買物件」という。）を現状有姿のまま乙に売渡し、乙はこれを買受けるものとする

所在地	地目	実測地積
羽生市大字小須賀字野税場830番1	宅地	6989.31㎡

（売買代金）

第3条 売買物件の売買代金は、金 【落札金額】 円とする。

（売買代金の残金の納付）

第4条 乙は、第3条の売買代金のうち、乙が売買物件の売却に係る一般競争入札の参加時に納付した入札保証金を控除した額（以下「売買代金の残金」という。）を、甲の発行する納付書により、この契約の締結日から30日以内に、甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

（所有権の移転及び物件の引き渡し）

第5条 売買物件の所有権は、乙が第3条の売買代金を完納したときに、甲から乙に移転するものとする。

2 売買物件は、前項の規定によりその所有権が移転したときは、乙に対し現状有姿のまま引き渡しがあったものとする。乙は、引渡しを受けたときからこの土地を使用することができる。

（所有権の移転登記）

第6条 乙は、前条第1項の規定により売買物件の所有権が移転した後、速やかに甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により、遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。

2 前項の所有権の移転登記に要する登録税免許税その他の費用は、乙の負担とする。

（危険負担）

第7条 この契約の締結後、売買物件の引渡しまでの間に、甲の責めに帰すことのできない事由により売買物件が滅失し、又は毀損した場合は、その損失は乙の負担とする。

（契約不適合責任）

第8条 乙は、この契約の締結後、本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、売買代金の減額請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

（物件の用途条件）

第9条 物件の用途条件は、都市計画法第34条第11号区域内で建築できる建物のうち、乙が本契約により行うことができる開発行為は、分譲住宅に限定するものとする。

2 分譲住宅を造成する際の区画道路及び周辺道路等は、乙の負担により整備するものとする。

（公序良俗に反する使用の禁止）

第10条 乙は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用してはならない。

2 乙は、売買物件の所有権を第三者に移転する場合には、前項の使用の禁止を書面によって承継させるものとし、当該第三者に対して前項の定めに反する使用をさせてはならない。

3 乙は、前項の第三者が売買物件の所有権を移転する場合にも同様に前2項の内容を転得者に承継することを書面で義務付けなければならない。

4 乙は、売買物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して第1項の定めに反する使用をさせてはならない。この場合において、乙は、同項の使用の禁止を免れるものではない。

5 乙は、前項の第三者が新たな第三者に売買物件を使用させる場合も同様に、第1項及び前項の内容を遵守させなければならない。

(風俗営業等の禁止)

第11条 乙は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務委託営業その他これらに類する業の用に使用してはならない。

2 乙は、売買物件の所有権を第三者に移転する場合には、前項の使用の禁止を書面によって承継させるものとし、当該第三者に対して前項の定めを反する使用をさせてはならない。

3 乙は、前項の第三者が売買物件の所有権を移転する場合にも同様に前2項の内容を転得者に承継することを書面で義務付けなければならない。

4 乙は、売買物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して第1項の定めを反する使用をさせてはならない。この場合において、乙は、同項の使用の禁止を免れるものではない。

5 乙は、前項の第三者が新たな第三者に売買物件を使用させる場合も同様に、第1項及び前項の内容を遵守させなければならない。

(砂取りの禁止)

第12条 乙は、売買物件を砂利採取法（昭和43年法律第74号）第2条に規定する砂利採取業その他これらに類する業の用に使用してはならない。

2 乙は、売買物件の所有権を第三者に移転する場合には、前項の使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対して前項の定めを反する使用をさせてはならない。

3 乙は、前項の第三者が物件の所有権を移転する場合にも同様に前2項の内容を当該第三者に承継することを書面で義務づけなければならない。

4 乙は、売買物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して第1項の定めを反する使用をさせてはならない。この場合において、乙は、同項の使用の禁止をまぬがれるものではない。

5 乙は、前項の第三者が新たな第三者に物件を使用させる場合も同様に第1項及び前項の内容を遵守させなければならない。

(実地調査等)

第13条 甲は前4条に定める内容に関し、必要があると認められるときは、乙に対し、質問し、立入検査を行い、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、前項に規定する甲からの要求があったときは、前4条に定める内容に関し、その事実を証する書類その他の資料を添えてこの土地の利用状況等を遅滞なく甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告及び資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第14条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、当該各号に定める金額（1円未満の端数を生じるときにあっては、これを切り捨てた金額）を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 第9条から第12条までに定める義務に違反したときは、第3条に定める売買代金の100分の30に相当する金額

(2) 前条に定める義務に違反したときは、第3条に定める売買代金の100分の10に相当する金額

2 前項の違約金は、違約罰であり、第18条に規定する損害賠償の予定又はその一部とは解釈しない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告しないで、この契約を解除することができる。

(返還金等)

第16条 甲は、前条の規定によりこの契約を解除したときの条件は次の各号によるものとする。

(1) 乙が第4条に定める義務を履行しないときは、入札保証金は甲に帰属し、返還しないこと。

(2) 乙が第4条に定める義務を既に履行しているときは、甲は、乙の次条第1項の売買物件の返還及び所有権移転登記の確認後、売買代金の残金の額に利息を付さないで乙に返還するものとする。この場合における入札保証金相当額は、第14条第1項の規定による違約金の一部又は第18条に定める損害賠償金の額の予定若しくはその一部とは解釈しないこととする。

(3) 乙が負担した契約費用及び売買物件に対して支出した必要経費、有益費その他一切の費用並びに乙が支払った第14条第1項の規定による違約金は、償還し、又は返還しないこと。

(原状回復義務)

第17条 乙は、甲が15条に規定する解除権を行使したときは、自己の費用と責任において、売買物件を原状に回復し、甲の指定する期日までに返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復することを必要としないと認めるときは、現状のまま返還できる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失し、又は棄損しているときにあっては、その損害賠償として契約解除時の時価により滅損額に相当する金額、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合にあっては、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。この場合において、当該土地に所有権以外の権利が設定されており、又は存するときは、あらかじめ、当該権利を乙の責任において消滅させなければならない。

(損害賠償)

第18条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(境界の疑義等)

第19条 乙は、この土地の引渡しを受けた後、この土地の境界について第三者との間に疑義が生じたときは、乙の責任において処理するものとする。

2 この契約について、第三者から異議の申立てがあったときは、乙の責任において処理するものとする。

(契約の費用)

第20条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(相隣関係等への配慮)

第21条 乙は、売買物件を利用するに当たっては、法令等を遵守し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(疑義等の決定)

第22条 この契約に関し疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上これを決定するものとする。

(本契約)

第23条 この契約は仮契約であり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年3月30日条例第15号)第3条の規定による議会の議決に付し、可決を得たときに本契約として効力を生じるものとする。

(管轄裁判所)

第24条 本契約について訴訟等を行う場合は、甲を管轄する地方裁判所または簡易裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

埼玉県羽生市東6丁目15番地

甲 羽 生 市

羽生市長 河田 晃 明



乙